

譲歩ニヨリ争協成ニシ別記(字)費書ヲ交ハシテ田満
解決セリ

右及申(通)服信也

書

今回山崎染工場争議ハ左ノ條件ヲ以テ和解スルモノトス

一 従業員四一〇名ニ對シテハ你共ニ都合ニ依リ向テ二ヶ月間臨時休業ヲ爲シ期間満期ニ於テ尚休業継続ヲ要スル場合ハ雇傭ヲ解除スルモノトス其キ高トシテ昭和二年度入社ノ名ニ對シテハ日給ノ半以分入社トシ、未滿ノ者殆悉クニ對シテハ金一卦、其他二十名ニ對シテハ日給二十一日分ヲ工場主側ニ於テモ押コモノトス

二 争議田家族ニ對シテ見舞金一〇卦

三 争議費用トシテ金一〇卦(額春百五十圓)

四 本會員授受分配ニ及ル責任ノ一切ハ左記若クハ組合代表者ノ責任トス

五 争議和解後相互ノ誹謗罵詈並ニ惡戯ヲ爲シ各自ノ信用ヲ妨害スル行為ノ一切ヲ爲ス向敷キニト

六 條項ヲ以テ和解ヲ爲シ將來ノ爲メ費書奉通ヲ作製シ各一通ヲ其ノ當事者ニ於テ保管スルモノトス

昭和四年四月廿七日

山崎染工場